

議 決 事 項

公告第 10 号

宮城県国民健康保険団体連合会役員の費用弁償に関する規則の全部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会役員の費用弁償に関する規則（昭和 47 年規則第 1 号）の全部を改正する。

宮城県国民健康保険団体連合会役員等の費用弁償に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、宮城県国民健康保険団体連合会規約（以下「規約」という。）第 22 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定に基づき、議長及び役員（規約第 26 条に規定する常務理事を除く。以下「役員等」という。）に対する費用弁償の額及びその支給方法について定めることを目的とする。

（費用弁償）

第 2 条 役員等に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

2 費用弁償は、理事長が招集する会議及びその他理事長が別に定める会議等に参加した場合に支給する。

第 3 条 前条の規定により支給する費用弁償の額については、「別表」に定める額による。ただし、全行程において公用の交通機関を利用した場合には車賃は支給しない。

（準用規定）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、宮城県国民健康保険団体連合会職員旅費規則（平成 12 年規則第 7 号）を準用する。

（委任規定）

第 5 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 Km につき)	旅行雑費 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	
					甲地方	乙地方
路程に応じた旅客運賃等の額		実額	47 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円

備考

1 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

- 2 自家用自動車等を利用して旅行する場合の車賃の額は、車賃欄の額にかかわらず、1キロメートルにつき32円とする。
- 3 旅行雑費は、県内、県外にかかわらず定額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宮城県国民健康保険団体連合会役員等の費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

宮城県国民健康保険団体連合会会員等機械共同処理業務規程の一部を改正する規程

宮城県国民健康保険団体連合会会員等機械共同処理業務規程（平成24年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「老人高額医療費算定に係る社保老人データ提供及び」を削り、「次の各号に定めるところによる。」を「別に定める額とする。」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

公告第11号

役員の就任について

名取市長の佐々木一十郎理事が平成28年7月24日付け、大河原町長の伊勢敏理事が平成28年10月27日付け、白石市長の風間康静監事が平成28年11月13日付けをもって本会理事及び監事を退任したため、平成28年2月19日開催の平成27年度第2回通常総会議決に基づき、その後任の理事及び監事として下記の者が就任したので報告する。

記

役 名	新 任 役 員	就 任 年 月 日	推 薦 母 体
理 事	登米市長 布 施 孝 尚	平成28年7月25日	宮城県市長会
理 事	大河原町長 齋 清 志	平成28年10月28日	宮城県町村会
監 事	富谷市長 若 生 裕 俊	平成28年11月14日	宮城県市長会

平成 29 年度 事業計画

第 1 基本方針（重点項目）

審査支払機関として、本会の基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実強化に努め、共同事業においては市町村国保の都道府県単位化を見据え、保険者の事務量の負担軽減につながるよう保険者ニーズに応える事業展開の充実を図るとともに、国民健康保険制度、介護保険制度及び後期高齢者医療制度等の健全な運営と円滑な都道府県単位化に寄与するため各種対応を行う。

国保情報集約システムについては、平成 29 年 6 月から運用試験を開始し、次期国保総合システムについては、平成 30 年 1 月に稼働することから、関係機関と連携を密にして円滑な導入及び安定的運用に努める。

また、日本再興戦略等を踏まえた医療保険制度改革関連法における国保の保険者努力支援制度の創設等に関連し、保険者が行う被保険者の健康管理に対する保健事業等について、効率的かつ効果的な事業展開がなされるよう支援を推進する。（保険者努力支援制度に係る本会の支援事業については、最後に【参考】として掲載。）

なお、次の項目を重点項目として取り組みを行う。

- 1 国保制度長期安定化への対策
 - ・医療保険制度の一本化及び国保財政の安定化対策を国保制度改善強化全国大会を通じて国に改善要請
- 2 医療費適正化対策の強化
 - ・審査業務の充実強化
 - ・審査委員会の円滑な運営
- 3 保険者事務共同処理事業の充実及び次期国保総合システムの推進
 - ・新国保制度に対応した次期国保総合システムの円滑導入及び安定的運用
 - ・国保保険者標準事務処理システムに係る対応
 - ・国保総合システム及び本県独自システムの安定的運用
- 4 保健事業の積極的な推進
 - ・保険者支援事業の充実強化
 - ・データヘルス計画の推進
 - ・宮城県医療費適正化計画等の策定又は変更に関する保険者協議会の円滑な運営
- 5 介護保険関係業務の推進
 - ・介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実

第 2 会務運営に関する事業

事業項目	事業内容
1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催	ア 機関会議 <ul style="list-style-type: none"> ・通常総会 2回（7、2月） ・理事会 3回（7、12、2月） ・監事会 1回（7月） ・三役会議（随時） イ 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・国保問題調査研究委員会・小委員会

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保主管課長・国保組合事務（局）長会議 ・介護保険調査研究委員会・小委員会 ・市町村介護保険主管課長会議 <p>ウ 会計監査関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 3回計8日間（6、9、2月） ・監事会事前調査 1回（6月） ・定期検査 例月、定期（6、11月）
2 複式簿記財務諸表作成及び税務処理関係	<p>ア 複式簿記財務諸表関係</p> <p>単式会計に基づいた複式簿記財務諸表の作成、検証及び分析</p> <p>イ 税務処理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法に基づいた、収益事業に係る会計の実費弁償方式の実行 ・消費税、固定資産税等の申告
3 東北地方国保協議会会長 県主催会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・定期総会 ・常勤役員会議 ・事務局長会議 ・国保連合会運営研究協議会
4 関係機関主催の諸会議への参加	<p>ア 国民健康保険中央会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会・定期総会 ・全国常勤役員会議 ・全国事務局長会議 ・全国常勤役員・事務局長合同会議 ・大都市都道府県国保連合会常勤役員定例会 ・全国国保連合会総務課長会議 ・平成30年度予算説明会 ・国保連合会企画・調査担当課長研修 ・国保連合会新任課長研修 ・国保連合会新任係長研修 ・国保連合会中堅職員研修 ・国保連合会IT研修 <p>イ 東北地方国保協議会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課長等会議 <p>ウ 宮城県関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営連携会議 ・国民健康保険運営連携会議財政部会 ・国民健康保険運営連携会議事務処理標準化部会 ・国民健康保険運営連携会議目標収納率部会

第3 事業振興に関する事業（国保制度長期安定化への対策を含む）

国民健康保険制度改善強化実行運動の展開及び国民健康保険等功労者の表彰等国保事業の振興発展を図るために事業を実施する。また、平成30年4月1日から施行される国民健康保険法の一部改正に伴い、保険者の円滑な対応を期するための支援等の事業を実施する。

事業項目	事業内容
1 国保制度改善強化策	<p>ア 国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保制度改善等東北地方国保協議会決議事項の中央陳情 ・国保制度改善強化全国大会(11月) <p>イ 宮城県国保運営協議会連絡会との連携</p> <p>ウ 国保関係予算対策実行運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会決議事項陳情(予算関係) ・政府予算獲得実行運動
2 国民健康保険事業功労者表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣表彰 ・国民健康保険中央会表彰 ・宮城県国民健康保険団体連合会理事長表彰
3 新国保制度への的確な対応	<p>宮城県及び保険者との新国保制度に関する情報共有、連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新国保制度に関する研修会の開催

第4 診療報酬審査支払等業務(医療費適正化対策の強化を含む)

事業項目	事業内容
1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務	<p>ア 保険者からの納入</p> <p>毎月 18日</p> <p>イ 保険医療機関への支払</p> <p>毎月 20日(電子請求分)</p> <p>月末前日(紙請求分)</p> <p>※上記各期日は休日の関係で変動すること。</p> <p>ウ 指定公費負担医療費の審査支払</p> <p>「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により国が支払う一部負担金の一部に相当する額(指定公費負担医療費)を、「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱」に基づき国から交付を受け、保険医療機関及びその他の請求者に支払う。</p> <p>エ 債権譲渡への対応</p> <p>保険医療機関及び介護保険事業所等の債権譲渡等に関する管理及び処理を行う。</p>
2 審査業務の充実強化	<p>ア 電子レセプト請求に伴う事務審査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点審査の効率的推進 ・高額(7万点以上)審査の充実強化 <p>イ レセプト画面審査による事務審査の効率化及び事務共助の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務点検支援システムによる審査の質の向上 ・「審査事務共助支援システム」及び「入院・外来チェックシステム」を利用した事務審査の充実強化 ・国保総合システムの円滑な運用 <p>ウ 縦覧・横覧・突合審査の充実及び効率的運用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システムによる医科レセプトの縦覧及び横覧点検の充実強化

	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システムによる医科と調剤レセプトの突合点検の拡充 ・外付けシステムによる医科と調剤レセプトの突合点検の実施 ・一次審査及び突合審査に係る職員への事務付託事項の精査及び管理 <p>エ 審査情報の積極的活用による審査の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化の推進及び査定率向上に向けた取り組みの強化 ・全文検索システム等を活用した審査情報の収集とデータベース化 ・審査結果照会システム等を活用した一次審査への効率的運用
<p>3 関係機関主催の諸会議への参加</p>	<p>ア 国民健康保険中央会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保連合会審査担当課（部）長会議 ・国保連合会審査担当職員研修（エキスパート研修） ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会 ・審査支援担当者会議 ・全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議 <p>イ 東北地方国保協議会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査担当課長等会議 ・審査業務研究会
<p>4 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営</p>	<p>ア 診療報酬審査委員会</p> <p>審査委員会は、公益を代表する委員、保険者を代表する委員及び保険医並びに保険薬剤師代表の委員（それぞれ同数）をもって組織され、法第88条に基づき委員は県知事が委嘱し、任期は2年間である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 期 毎月5日間 【会期外】毎月3日間（会期前2日間、会期後1日） ・委員定数 現行63名以内 ・選出区分 公益代表：21名 保険者代表：21名 保険医及び保険薬剤師代表：21名 ・審査委員会期間及び開催曜日の固定化 ・同一審査委員に対する一次審査と二次審査の配分 ・電子レセプトの普及に伴い、適正かつ効率的な審査体制を確立するため、常務処理審査委員の増員の検討 <p>イ 全員協議会</p> <p>審査委員の意思統一を目的として、再審査部会の協議事項の審議を行うとともに、審査方法及び基準等についての全体協議を行い、審査基準の統一化を図る。</p> <p>ウ 再審査部会</p> <p>審査基準及び審査方針等について協議するとともに、再審査の申立があった保険医療機関等への対応について審議する。</p> <p>エ 審査専門部会</p> <p>高点数レセプト等について専門的に審査するため、審査委員会会長が審査委員から専門部会会員を推薦し、理事長が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査専門部会会員 医科10人

	<p>※一定点数以上（7万点以上40万点未満）診療報酬明細書及び特に専門的な審査を必要とする診療報酬明細書</p> <p>オ 特別審査</p> <p>国保法第45条第6項の規定により、厚生労働大臣の定める診療報酬の審査については、国民健康保険中央会に設置する特別審査委員会に委託する。審査対象となる診療報酬明細書は、医科40万点以上（ただし、心・脈管に係る手術を含むものについては70万点以上）、歯科は20万点以上を対象とする。</p> <p>カ 審査委員による職員研修</p> <p>本会審査委員による専門科研修を実施し、職員による医学的知識を広げ査定率向上に繋げる。</p> <p>キ 社保・国保合同会議の開催（医療上・事務上）</p> <p>社会保険診療報酬支払基金宮城支部との審査情報の共有を行うための情報交換会：年間2回</p>
5 柔道整復療養費等の円滑な審査業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復療養費に係る適正な審査及び円滑な審査委員会の運営 ・後期高齢者に係る「あんま・マッサージ・はり・きゅう」の迅速で適正な審査事務 ・海外療養費不正請求対策事業に係る事務処理の受託 ・東北厚生局及び県主管課並びに関係機関との連携

第5 保険者事務共同処理事業（電算、第三者、財政安定化、高額医療費、乳幼児、保険者間調整、出産育児一時金）

保険者事務共同処理事業の充実及び次期国保総合システムの推進

事業項目	事業内容
1 国保総合システムを活用した業務の推進及び保険者業務支援システムの利用による保険者支援の推進	<p>ア 担当職員研修等による保険者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保担当職員初任者研修会 ・電算共同処理事務担当者職員研修会 ・保険者巡回訪問 <p>イ 保険者業務支援システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次処理業務 ・異動処理業務 ・事業月報・年報処理業務 ・高額医療介護合算処理業務 ・共同処理（療養費支給実績報告）業務 ・医療費統計業務 ・各種データ取得業務 ・快速サーチャージャー（電子帳票等）業務
2 次期国保総合システム円滑導入及び安定的運用業務の推進	<p>次期国保総合システム導入関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期国保総合システム導入等に関する説明会 ・次期国保総合システムの円滑導入及び安定的運用 ・同システムに係る外付けシステムの導入及び安定的運用

	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行・切替業務、運用テスト及びスケジュール管理 ・保険者向け説明会
3 国保保険者標準事務処理システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金等算定標準システム運用に係る集約業務 ・国保情報集約システム導入及び運用試験 ・保険者向け説明会 ・宮城県国保医療課との連携強化
4 国民健康保険料（税）適正算定マニュアル（システム）の推進	<p>保険者職員担当者向け国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修（国民健康保険中央会主催）への参加
5 第三者行為求償事務	<ul style="list-style-type: none"> ・求償事務の代行 ・求償事務の指導、相談及び調査並びに相談員派遣 ・損保との覚書締結による傷病届等の提出支援 ・交通事故通報 ・求償事務研修会 ・求償事務巡回相談
6 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等	<p>ア 保険財政共同安定化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保間の保険料（税）の平準化と財政の安定化を図るため、各市町村国保からの拠出による保険財政共同安定化事業を実施する。 ・「国保財政運営の都道府県単位化推進」のための制度改正に対応し、市町村へ正確かつ迅速な情報提供を実施する。 <p>イ 高額医療費共同事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するため、各市町村からの拠出による高額医療費共同事業を実施する。 <p>ウ 超高額医療費共同事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険中央会を実施主体とし、国庫補助を基に高額医療費共同事業の安定化と保険者の財政運営の不安定緩和を目的に実施する。
7 社会保険乳幼児共同処理	<p>社会保険加入者における乳幼児医療費助成事業の医療費請求書受付、決定、支払業務</p> <p>ア 社保乳幼児医療費請求書の受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から社保乳幼児医療費請求書受付（毎月10日） <p>イ 社保乳幼児医療費請求書の決定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務 ・受給資格確認業務 <p>ウ 社保乳幼児医療費請求書の支払業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者からの納入（毎月18日頃） ・医療機関等への支払（早期：毎月20日頃）（通常：毎月28日頃）
8 出産育児一時金等の直接支払	<p>出産育児一時金直接支払実施医療機関等から請求される専用請求書の受付、決定、支払業務</p> <p>ア 出産育児一時金等専用請求書の受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から正常分娩及び異常分娩の専用請求書受付（毎月10日） ・医療機関から早期支払分の専用請求書受付（毎月25日）

	<p>イ 出産育児一時金等専用請求書の決定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務 ・過誤調整業務 ・異常分娩分における医療保険レセプトとの一部負担金突合チェック <p>ウ 出産育児一時金等専用請求書の支払等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国決済業務 ・保険者からの納入（正常：毎月3日頃）（異常・早期：毎月16日頃） ・医療機関等への支払（正常：毎月9日頃）（異常・早期：毎月20日頃）
9 医療機関に係る返還金処理業務	東北厚生局及び宮城県における保険医療機関等の指導・監査等によって、診療報酬の返還金が発生した場合、保険医療機関等が作成した自主返還に係る書類を元に、保険者へ返還金の処理を行う。
10 保険者間調整業務	<p>被保険者の資格喪失後受診によって発生した返還金について、保険者において医療機関等への過誤返戻及び被保険者への不当利得の返還請求が困難である場合、国保連合会を介在して保険者間で調整する。</p> <p>ア 療養費等代理受領方式による調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替元（国保）→振替先（国保） ・振替元（国保）→振替先（協会けんぽ） ・振替元（協会けんぽ）→振替先（国保） <p>イ 包括的合意に基づく調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替元（国保）→振替先（国保）
11 県単独事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者医療費助成関係事務 ・母子・父子家庭医療費助成関係事務
12 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の維持管理	情報セキュリティマネジメントシステム認証取得後（平成28年度末に取得予定）の運用における継続したセキュリティの維持管理を行い、平成29年度の定期審査に向け取り組む。
13 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進	広域連合との連携による業務の推進

第6 保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

事業項目	事業内容
1 保険者支援事業の推進	<p>ア 保険者レセプト点検事務等ブロック別研修会</p> <p>【研修概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査情報の伝達について ② 点検ポイントについて（医科） ③ 再審査申立等の注意点について ④ 医療と介護の給付調整について ⑤ 質疑応答 <p>イ レセプト点検巡回支援等による保険者支援 レセプト縦覧点検、再審査申立事務等の実地指導及び支援（意向調査後保険者へ出向）</p>
2 国保データベース（KDB）システムの安定運用及び有効な活用の支援	KDBシステムの安定した運用に努めるとともに、保険者がKDBシステムへの理解を深め、適正な情報を引き出し、有効に活用できるように支援を行うための研修会、個別支援を行う。

3 広域連合受託業務	後期高齢者医療広域連合二次点検受託業務の円滑な運用
4 広報誌「みやぎの国保」の発行	<p>広報誌「みやぎの国保」は、保険者間の情報交換及び連合会事業のPRの媒体として、重要な役割を果たしており、読みやすい紙面構成と読者が安らぎを感じる（読んでもらえる）広報誌の作成を目指す。</p> <p>本会の各種事業報告、保険者情報、健康・栄養に関する啓蒙・啓発等の内容で構成し、広く国保事業への理解と運営に寄与するため作成し、国保関係者並びに各関係機関に配布する。（4月・7月・10月・1月発行）</p>
5 国保情報の提供	<p>国民健康保険中央会から提供された情報を関係機関に提供する。</p> <p>・年46回（保険者業務支援システムで配信）</p>
6 国保新聞購読助成	<p>国保新聞購読料を助成する。</p> <p>・10部につき6,000円、更に1部増毎に600円</p>
7 共同印刷、参考図書の斡旋等	<p>・国保被保険者証及び国保高齢受給者証用紙の共同印刷</p> <p>・事業運営参考図書の斡旋</p> <p>・事業運営参考資料、国民健康保険中央会関係資料の提供</p>
8 広報パンフレット及びポスター等の作成	<p>被保険者の健康づくり、国保料（税）の収納率向上対策のためにポスター等を作成し、保険者に配布及び斡旋を行い国保被保険者に留まらず広く県民に対し、国保制度に対する理解と健康への意識の高揚を図るため、広報・啓発事業を実施する。</p> <p>ア 私たちの国保作成 （各保険者の依頼に基づき6月又は8月発行）</p> <p>イ 国保保険料（税）収納率向上対策広報事業 ・PRポスター、広報グッズ等作成・配布</p>

第7 保健事業

1 地域医療と保健事業対策の充実

(1) 国保診療施設協議会及び関係組織への積極的支援

事業項目	事業内容
1) 宮城県国保診療施設協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（2月） ・役員会（2月） ・監事会（6月） ・開設者・施設勤務医師・事務長合同会議・合同研修会（2月）
2) 東北地方国保診療施設協議会への参画	<p>国保直診の機能、役割の強化に資するため、東北7県の国保診療施設関係者が一堂に会し、相互研鑽し連携を密にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方国保診療施設協議会連絡会議（9月：仙台市）
3) 全国国保診療施設協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回地域医療現地研究会（5月：福井県） ・定時社員総会（6月） ・第57回国保地域医療学会（9月：東京都） ・都道府県協議会会長・協議会設置国保連合会事務局長合同会議（2月）
4) 県国保診療施設協議会への交付金交付	<p>県国保診療施設協議会の組織強化のため交付金を交付する。</p>

(2) 保健・医療・福祉に関する情報等の共有

事業項目	事業内容
1) 保健・医療・福祉に関する情報等の共有	<p>国における日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を大きなテーマとした「国民が健やかに生活し、老いることができる社会」を構築するため、国、県、市町村では生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置いた、さまざまな健康増進事業の一層の活性化をめざしている。本会においても、県内の国保・保健・介護・福祉関係者が一堂に会して健康づくり事業に関する意見・情報交換を図り、保健事業推進の基盤強化の一助となって地域医療の振興と住民の健康保持・増進に貢献することを目的とし、併せて、国保事業の振興発展に尽力された功績顕著な方を表彰する。</p> <p>・こくほ健康フォーラムの開催（11月：大和町まほろばホール）</p>
2) 関係機関主催の諸会議への参加	<p>ア 国民健康保険中央会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康なまちづくりシンポジウム ・全国市町村国保主管課長研究協議会 ・全国国保連合会保健師研修会 ・全国国保連合会事業担当課長・保健師合同会議 ・全国国保連合会事業担当職員保健師合同会議 ・地域・職域連携推進関係者会議 <p>※健康なまちづくりシンポジウム及び全国市町村国保主管課長研究協議会については、各保険者の積極的な参加を促進する。</p> <p>イ 東北地方国保協議会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北北海道国保連合会事業課長等会議 ・保健事業担当者研究会

2 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

(1) 保険者保健師等との連携

事業項目	事業内容
1) 保健師・栄養士等各種研修会運営委員会	運営委員会（年3回の開催）
2) 国保・保健・衛生関係職員の情報等の共有	市町村国保・保健及び国保組合等関係者研修会の開催
3) 保健事業担当者研修会の開催	市町村保健師等のデータヘルス計画策定に資するための、地区診断、医療費分析、糖尿病重症化予防事業等をテーマに研修会を開催しワークショップ情報交換を行う。（年2回開催）

(2) データヘルス計画の推進

事業項目	事業内容
1) データヘルスに関する各種研修会の開催及び支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国保データベース（KDB）システム等研修会の開催 ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（PDCAサイクルに沿った保健事業の展開を支援する。）

2) 国保連合会保健事業支援・評価委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業支援・評価委員会（年4回の開催） ・保健事業支援・評価委員会支援部会（年10回の開催）
3) 国民健康保険中央会主催会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会保健事業支援・評価委員会委員による報告会 ・国保データベース（KDB）システム説明会

（3）市町村保健事業支援モデル事業

事業項目	事業内容
1) KDBシステムによる分析支援モデル事業	保険者におけるKDBシステムの有効活用と分析支援事業（2市町村を対象）
2) 市町村保健事業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（20市町村を対象） ・元気な高齢者支援事業（17市町村を対象） ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（延べ20市町村を対象） ・その他の支援事業（17市町村を対象）
3) 小規模保険者支援事業	小規模保険者の個別保健事業実施及びデータ分析の支援

（4）在宅保健活動者（けやきの会）関係

事業項目	事業内容
1) 在宅保健活動者の活動	本会が企画する「健康づくり支援事業」、「元気な高齢者支援事業」及び「その他の支援事業」に主力をおいて市町村への支援を行うとともに、その他、市町村からの保健・衛生に関する支援要請にも可能な限り適宜対応する。そのためには、会員のスキルの維持・向上が必須であり、地域住民の健康維持・増進への意識向上等の普及が図られるよう、効果的な情報提供と研修会等を実施し、組織力の強化を支援する。
2) 在宅保健活動者連絡協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（2月） ・運営委員会（年3回の開催） ・「けやきの会」研修会Ⅰ（9月）、研修会Ⅱ（総会同日）の開催
3) 市町村保健事業支援事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（健康まつり） ・元気な高齢者支援事業（おしゃれ講座等） ・その他の支援事業
4) 東北地方国保協議会主催の諸会議への参加	在宅保健師等研修会等

（5）国保料（税）の適正な賦課及び収納率向上のための支援

事業項目	事業内容
収納率向上対策の推進	<p>保険者努力支援制度を支援するため、税務担当者を対象に、県担当課との連携を図り、より実態に即した効果的な実践に繋がり、保険者の国保料（税）収納対策及び国保財政の安定化に資するための事業を実施する。具体的には、収納率向上を目的とした、研修会及び広報事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料（税）収納対策研修会の開催 ・収納率向上対策広報事業（PRポスター・広報グッズ等の作成、配布）

3 その他共同目的達成事業等

国保財政・国保運営等の充実・強化に資するため、宮城県国保運営協議会連絡会の効果的な運営に努めるとともに関係組織の強化に努める。

事業項目	事業内容
(1) 宮城県国保運営協議会連絡会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常総会、研修会（3月） ・ 委員会（2月） ・ 監事会（2月） ・ 市町村国保運協委員及び国保主管課長合同研修会（8月）
(2) 東北地方国保運営連絡協議会への参画	東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会（7月：仙台市）
(3) 全国国保運営連絡協議会への参画	全国国保運営協議会会長等連絡協議会
(4) 宮城県国保運営協議会連絡会への交付金の交付	県国保運営協議会連絡会の組織強化のため交付金を交付する。
(5) 宮城県栄養士設置市町村連絡協議会への交付金の交付	宮城県栄養士設置市町村連絡協議会の組織強化のため交付金を交付する。

第8 特定健診・特定保健指導データ管理

特定健診等データの適正な運用

事業項目	事業内容
(1) システムの効率的な運用	国保・後期データ管理及び費用決済
(2) システムに関する研修会の開催	特定健診等データ管理システム研修会の開催
(3) 国民健康保険中央会主催会議への参加	特定健診等システム説明会

第9 介護保険に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

保険者への効率的な業務支援を目的として介護保険担当者説明会等を開催するとともに、県内市町村を訪問し、個別の支援を行うことで業務の理解を深め、効果的な業務運営を図る。また、本会職員が国民健康保険中央会等が実施する担当者説明会へ参加し、各システム等の円滑で適切な審査支払業務の推進を図るための研鑽を積むとともに、東北地方国保協議会主催の介護業務研究会への参加を通じ、介護保険課業務に係る諸問題について協議を行い職員の資質向上に努める。

事業項目	事業内容
(1) 保険者担当職員説明会の開催	介護保険担当職員研修会（5月）
(2) 介護保険調査研究委員会	国保連合会事業計画及び介護保険事業関係特別会計歳入算出予算等並びに介護保険事業等に係る検討・協議（5、10月）
(3) 市町村介護保険主管課長会議	国保連合会事業計画及び介護保険事業関係特別会計歳入歳出予算

(4) 国民健康保険中央会等説明会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム担当者説明会（随時） ・介護サービス事業者支援研修会（東京都国保連合会主催） ・介護保険担当課長会議
(5) 東北地方国保協議会関係	東北・北海道介護保険業務連絡協議会
(6) 保険者支援の充実・強化	<p>保険者巡回支援（6月上旬～9月下旬）</p> <p>介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る業務の問題点、システムの操作・活用等の理解及び効果的な業務運営が図られるよう支援する。</p>

2 指定事業者等への適正な情報等の提供

県及び市町村主催の事業所説明会へ参加し、請求支払業務の概要やサービス事業所の請求等に関する留意事項等の説明を行い、適正な請求事務の周知を図る。

事業項目	事業内容
県及び市町村主催事業者説明会への参加	<p>ア 介護保険指定事業者集団指導（宮城県主催）</p> <p>イ 介護保険施設等集団指導（仙台市主催）</p>

3 審査支払業務の円滑な運営

事業項目	事業内容
(1) 介護給付費審査委員会の運営	<p>ア 介護医療部会（毎月）・・・介護給付費請求明細書の緊急時施設療養費、特定診療費、特別療養費、所定疾患施設療養費の審査</p> <p>イ 介護審査部会（9、2月）・・・介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査</p>
(2) 介護給付費等のインターネット請求の推進	介護給付費等のインターネット請求に関する周知及び推進
(3) システムを活用した効率的な業務の運用	<p>ア 介護給付費審査支払システムの安定的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等の請求事務に係る伝送システムの推進強化 ・伝送分に係る事前チェック及び早期通知の実施 ・高速回線を利用した情報交換機能の充実・強化 ・インターネット請求に関する周知及び推進 <p>イ 独自システム活用の推進及び効果的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険保険者支援システム活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> a 保険者支援システム活用に係る操作説明会 b 共同処理帳票の伝送及び資料等の提供 ・保険者及び事業所からの問合わせへの迅速かつ的確な対応 ・適正化システムを活用した縦覧点検業務の効率的運用 ・介護予防ケアマネジメント費の的確な審査支払
(4) その他	ホームページを活用し、介護保険給付費の請求に関する情報提供の充実、迅速な情報の授受及び連絡等を周知し業務の効率化を図る。

4 介護給付適正化事業の保険者支援の充実

国の方針により県が策定した介護給付適正化取組方針に基づき、介護給付の適正化を推進するために介護給付適正化システムを活用した縦覧点検及び突合審査を実施する。また、担当者説明会を開催し、介護給付適正化システムの効率的運用及び保険者事務の軽減が図られるよう支援する。

事業項目	事業内容
(1) 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化システム説明会 ・介護給付適正化システムブロック別説明会
(2) 国及び県との連携による事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化担当者説明会（国民健康保険中央会主催） ・介護給付適正化に係る北海道・東北ブロック研修会（厚生労働省主催）
(3) 介護給付縦覧点検及び突合審査の推進	<p>ア 縦覧点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間内における算定回数の制限確認 ・サービス間における重複請求の確認 ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況の確認 <p>イ 介護給付情報と医療給付情報との突合審査</p> <p>ウ 情報提供等保険者支援の強化</p>

5 年金特別徴収経由機関事務等の円滑な運用

年金保険者と市町村との情報交換に係る迅速なデータ授受等の実施及び年金生活者支援給付金に係る所得情報経由事務の迅速なデータ授受等を実施する。

事業項目	事業内容
(1) 年金特別徴収経由機関事務	<p>国民健康保険中央会及び市町村との円滑なデータ授受</p> <p>ア 月次処理</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特別徴収結果情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村) b 特別徴収各種異動情報 (市町村→連合会→中央会→年金保険者) c 特別徴収各種異動情報件数確認 (中央会→連合会→市町村) <p>イ 年次処理</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特別徴収対象者情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村) b 特別徴収依頼通知 (市町村→連合会→中央会→年金保険者) c 特別徴収依頼処理結果情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村)
(2) 非課税年金対象者情報経由機関事務	年金特別徴収経由事務のシステムを活用して、保険者が補足給付の支給段階の判定に係る勘案に必要な非課税年金情報の年金保険者と市町村間のデータ授受
(3) 年金生活者支援給付金経由機関事務	年金特別徴収経由事務のシステムを活用した年金生活者支援給付金情報について、国民健康保険中央会及び市町村との円滑なデータ授受

6 苦情処理に関する事業

本会に寄せられる苦情相談及び苦情申し立てに対して適切で迅速な対応を行い、県内サービス事業所全体の介護サービスの質の向上を図る。また、関係機関等との連携及びシステムの有効活用による情報共有の強化を図る。

事業項目	事業内容
(1) 介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営	介護サービス苦情処理委員会の開催（随時） ア 苦情申し立てに係る審議 イ 審議結果に基づく調査及び指導・助言の実施 ウ 改善計画等の実施状況調査
(2) システムを活用した効率的な業務の運用	苦情処理業務支援システムの有効活用 ア 事例情報配信による情報交換の促進 イ 事例情報のデータベース化による苦情相談の迅速な対応 ウ 通報情報システム活用による県及び関係機関等との情報の共有化
(3) 介護サービスの質の向上に関する事業の実施	介護サービスの質の向上に関する市町村担当者・事業所管理者等研修会 事故、トラブルの未然防止に向けた組織的な取り組みの推進及び事業所等の介護サービスの質の向上を図る。
(4) 介護サービスワンランクアップ事業	事業所指定から概ね3年の事業所を対象に訪問調査を実施し、その結果に基づき助言等を行い一層のサービスの質の向上を図る。

7 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

介護保険審査支払等システム及び国保総合システム並びに後期高齢者医療請求支払システムと連携し、適正かつ迅速な情報の交換及び処理を実施する。

広域連合及び国保担当課との連携

区分	処理内容	実施時期
(1) 年次処理 (仮算定処理)	仮算定処理のための受給者台帳の整備	10月上旬～11月上旬
	後期高齢者医療と介護保険に係る各種情報の提出	11月上旬～2月上旬
	国保と介護保険に係る各種情報の提出	1月上旬～2月下旬
(2) 月次処理 (本算定処理)	支給申請データ受理	毎月20日頃
	補正済み自己負担額情報点検	毎月7日頃
	支給額計算処理	毎月18日頃

第10 障害者総合支援に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

事業項目	事業内容
(1) 介護給付システムを活用した業務の推進	市町村障害福祉サービス費等給付担当者説明会
(2) 障害者総合支援給付支払等システムの推進	障害者総合支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会
(3) 市町村支援の充実・強化	障害福祉サービス費等の支払業務に係る市町村支援事業 障害者総合支援に係る業務処理の疑問・問題点、システムの操作・活用等の理

	解及び効果的な業務運営が図られるよう支援する。また、障害福祉サービス等に係る給付費の審査の委託に関する情報を提供する。
(4) 関係機関と連携した適正な情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等障害福祉担当者会議（宮城県主催） ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導（宮城県主催） ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導（仙台市主催）

2 支払業務の円滑な運営

支払業務等を適正かつ公正に行うために実施する。

事業項目	事業内容
(1) システムを活用した効率的な業務の運用	<p>ア 障害者総合支援システムの円滑な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援システムの円滑な運用により、適正な審査及び正確かつ迅速な支払業務の実施 ・保険者回線の高速化による情報交換機能の充実・強化 <p>イ 独自システムの効果的な運用</p> <p>独自システムを活用し、保険者及び事業所からの問い合わせへの迅速かつ的確な対応</p>
(2) ホームページの活用	障害福祉サービス費等の請求に関する情報提供の充実、迅速な情報の授受及び連絡等を行い、業務の効率化を図る。

第11 保険者協議会

宮城県医療費適正化計画等の策定又は変更する場合についての意見の提出に際しては、各種データの収集・分析や意見の取りまとめ、保険者協議会としての意見を表すとともに、広域的な保健事業を実施し、県民の総合的な健康の維持・増進と医療費適正化に寄与する。

事業項目	事業内容
(1) 保険者協議会の運営	<p>保険者協議会の事務局として、本協議会の法定化に基づくその対応の検討を行い、求められる役割に応えられる体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会（7月・2月） ・企画調査部会（12月） ・保健事業部会（12月） ・医療計画部会（宮城県医療費適正化計画等に関する協議について必要に応じた開催） ・構成団体事務担当者打合せ（必要に応じて随時）
(2) 特定健診等集合契約代表者会議の開催	集合契約に係る本県代表保険者の選考
(3) 特定健診・保健指導実践者育成研修等の開催	宮城県との共催により特定健診・保健指導実践者の育成及びスキルアップのための研修会を開催する。

【参考】保険者努力支援制度に係る支援事業

○保険者努力支援制度に係る指標

保険者共通の指標	国保固有の指標
指標①「特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」 ・特定健診受診率 ・特定保健指導受診率 ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	指標①「収納率向上に関する取組の実施状況」 ・保険料（税）収納率※過年度分を含む
指標②「特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果に基づく受診勧奨等の取組の実施状況」 ・がん検診受診率 ・歯科疾患（病）検診実施状況	指標②「医療費の分析等に関する取組の実施状況」 ・データヘルス計画の策定状況
指標③「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」 ・重症化予防の取組の実施状況	指標③「給付の適正化に関する取組の実施状況」 ・医療費通知の取組の実施状況
指標④「広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況」 ・個人へのインセンティブの提供の実施 ・個人への分かりやすい情報提供の実施	指標④「地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況」 ・国保の視点からの地域包括ケア推進の取組
指標⑤「加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況」 ・重複服薬者に対する取組	指標⑤「第三者求償の取組みの実施状況」 ・第三者求償の取組状況
指標⑥「後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況」 ・後発医薬品の促進の取組 ・後発医薬品の使用割合	

○保険者努力支援制度に係る国保連合会の支援事業（事業計画から再掲）

凡例：保・・・保険者共通の指標、国・・・国保固有の指標

事業項目	事業内容	該当指標
1 データヘルスに関する各種研修会等	・国保データベース（KDB）システム等研修会の開催 ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（P D C Aサイクルに沿った保健事業展開を支援する。）	保①②③④ 国②
(新規) 2 保健事業担当者研修会	市町村保健師等、専門職のデータヘルス計画策定に資するための地区診断、医療費分析、糖尿病重症化予防事業等をテーマに研修会を開催し、ワークショップ、情報交換を行う。	保①②③④ 国②
3 市町村国保・保健及び国保組合等関係者研修会	保険者事務担当者と保健師等の専門職が情報を共有し、共通認識にたって事業が実施できるように研修会、ワークショップ、情報交換等を行う。上記保健事業担当者研修会の発表や、KDBシステム分析事業の発表等も行い健康づくり事業の啓発を行う。	保①②③④ 国②

(新規) 4 KDBシステムによる 分析支援モデル事業	データヘルス計画策定支援に資するため、保険者におけるKDBシステムの有効活用とデータ分析方法の具体的支援を行う。またその実施内容を、上記の市町村国保研修会で発表を行いKDBシステムの普及に繋げる。	保①②③④ 国②
(新規) 5 小規模保険者支援モデル事業	小規模保険者の個別保健事業実施等を支援し、次期データヘルス計画策定がスムーズに行えるようにデータ分析等の手法も支援する。	保①②③④ 国②
6 広報パンフレット及び ポスター等の作成	被保険者の健康づくり、国保料(税)の収納率向上対策のためにポスター等を作成し、保険者に配布及び斡旋を行い国保被保険者に留まらず広く県民に対し、国保制度に対する理解と健康への意識の高揚を図るため、広報・啓発事業を実施する。 ア 私たちの国保作成 (各保険者の依頼に基づき6月又は8月発行) イ 国保保険料(税)収納率向上対策広報事業 (7に再掲) ・PRポスター、広報グッズ等作成、配布	保④ 国①
7 収納率向上対策の推進	税務担当者を対象に、県担当課との連携を図り、より実態に即した効果的な実践に繋がり、保険者の国保料(税)収納対策及び国保財政の安定化に資するための事業を実施する。具体的には、収納率向上を目的とした、研修会及び広報事業を実施する。 ア 国民健康保険料(税)収納対策研修会の開催 イ 収納率向上対策広報事業 (PRポスター・広報グッズ等の作成、配布)	国①
8 交通事故レセプト一覧 表の利用促進	毎月保険者に送付している一覧表の利用について、電話にて利用の有無を確認することによって利用促進を図る。	国⑤

公告第13号

平成29年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査手数料等

平成29年度における一般負担金、各種審査手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

一般負担金総額 (199,612,000円-1,900,000円) × 国保被保険者数 (人)

年間平均国保被保険者数 (589,145人)

+50,000円 = 各保険者負担金

II 直診負担金

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	20,000円
	診療所	7,000円
2 病床割	1床当たり	300円

III 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1件当たり	38円76銭 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (平成29年4月審査、5月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払 手数料	1件当たり	94円 (平成29年4月審査、5月調定分から適用)

2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	38円76銭 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査手数料	国保 1件当たり	38円76銭 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)

3 機械共同処理業務委託手数料

(1) 電算共同処理受託手数料

国保一般分

$\left\{ \begin{array}{l} \text{件 数 割} \\ \text{被保険者数割} \end{array} \right.$	件 数 割	1件当たり	$13円31銭 \times \text{平成27年度事業年報の件数}$
	被保険者数割	1人当たり	$36円34銭 \times \text{平成27年度事業年報の年間平均被保険者数}$

(2) その他

区 分	賦課基準	単 価
1 乳幼児医療費助成手数料	1 件当たり	3 2 円
2 出産育児一時金等支払事務費	1 件当たり	2 1 0 円
3 レセプト電算処理システム手数料	1 件当たり	6 8 銭
4 退職者医療事業分担金	1 人当たり	国で定める基準単価による
5 海外療養費調査事務手数料 (1) 再翻訳事務費 ①診療内容明細書等 ②①以外の添付書類 (2) 文書照会事務費 (3) 電話照会事務費	1 件当たり	(1) ① 1 6 , 2 0 0 円 (1) ② 5 , 4 0 0 円 (2) 3 2 , 4 0 0 円 (3) 3 2 , 4 0 0 円

※ 「2」については、別途契約書によるもの。

(3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1 世帯当たり	1 カ月分 4 7 円 2 カ月分 5 0 円 3 カ月分 5 6 円
2 後発医薬品利用差額通知	1 枚当たり	4 7 円
3 後発医薬品利用差額通知 コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による按分（実績割）

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料（平成29年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 （特例介護給付費含）	1件当たり	63円
2 介護予防・日常生活支援 総合事業費審査支払手数料	1件当たり	63円
3 公費負担医療等介護給付費 審査支払手数料	1件当たり	国で定める単価

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理 手数料	1件当たり	20円 （平成29年4月通知分から適用）
2 償還払給付額管理処理 手数料	1件当たり	63円 （平成29年4月処理分から適用）
3 高額介護サービス費支給 処理手数料	1件当たり	20円 （平成29年4月通知分から適用）
4 市町村特別給付等支払 処理手数料	1件当たり	63円 （平成29年4月審査、5月調定分から適用）
5 主治医意見書作成料支払 処理手数料	1件当たり	50円 （平成29年4月処理分から適用）
6 認定調査委託料支払処理 手数料	1件当たり	20円 （平成29年4月処理分から適用）
7 介護予防ケアマネジメント 費審査支払処理手数料	1件当たり	63円 （平成29年4月処理分から適用）

（消費税別途）

8 介護給付費通知作成処理手数料	1 件当たり	35円 (平成29年4月処理分から適用)
9 共同処理保守業務	1 保険者当たり (年額) ※平成29年4月1日を基準とするもの。	100,000円 (平成29年4月処理分から適用)

※ 「9」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 障害介護給付費支払手数料 (平成29年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費支払手数料	1 件当たり	150円
2 障害児給付費支払手数料	1 件当たり	150円

4 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料
(平成29年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費支払手数料	1 件当たり	150円
2 特例障害児給付費支払手数料	1 件当たり	150円

V 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1 人当たり	6円97銭

VI 特定健診等データ管理システム手数料（平成29年3月受付、4月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1件当たり（健診データ受信時に1回賦課）	233円
2 費用決済手数料	1件当たり（費用決済データ受信毎に賦課）	20円10銭
3 国保中央会手数料	1件当たり（データ受信毎に賦課）	36円56銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	55円 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (平成29年4月審査、5月調定分から適用)
2 一般療養費審査手数料	1件当たり	55円 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査手数料	1件当たり	55円 (平成29年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理委託手数料		契約に基づく金額による

平成29年度各種会計歳入歳出予算

(詳細は別紙総括表のとおり)

公告第 14 号

次期国保総合システム運用業務に係る債務負担行為

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込み）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財源
						国・県 支出	その 他	
次期国保総合システム運用業務について平成31年度までに、88,209千円を限度として支払うものとする。	千円 88,209		千円	平成29年度 ～ 平成31年度 まで	千円 88,209	千円	千円	千円 88,209

公告第 15 号

平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,002千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「[歳入歳出予算補正](#)」による。

平成28年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）
歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,690千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,245,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「[歳入歳出予算補正](#)」による。

平成28年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害者介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害者介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ640,337千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,713,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「[歳入歳出予算補正](#)」による。

平成28年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,338千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,264,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「[歳入歳出予算補正](#)」による。

平成28年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,269千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,057,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「[歳入歳出予算補正](#)」による。